

Vivid You & I

2010年3月

Vol.26

男女共同参画推進

新たなステージへ



- 男女共同参画社会基本法制定から10年、女子差別撤廃条約採択から30年 2~3
■「日本女性会議2009さかい」参加報告 4~5
■男女共同参画推進会議職員部会研究報告 6
■2010年度男女共同参画プラザ事業予定 7
■男女共同参画プラザのインフォメーション 8

「Vivid」はあざやかな、生き生きとした、活発な、はつらつとしたという意味の英語です。「You & I」は本市の男女共同参画行動計画にも用いたとおり、女性と男性のパートナーシップを意味する言葉です。「女性も男性もいきいきと生きることができる」という、男女共同参画社会の理念を明確に表わす言葉として、愛称に定めました。

男女共同参画推進の新たな一歩を



昨年（2009年）は、男女共同参画社会基本法制定から10年、女子差別撤廃条約採択から30年の節目の年でした。世代や性別を超えて、男女共同参画社会実現に向けての取り組みは、より実践的な新たなステージに進んでいかなければなりません。

この機会に今一度、自分たちの周りの身近なことから気づき、男女共同参画社会について考えましょう。

男女共同参画社会基本法制定から10年

この法律は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀の日本の最重要課題と位置づけ、基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、1999年（平成11年）6月に制定され、2009年（平成21年）6月で10年目を迎えました。

男女共同参画社会基本法の5つの基本理念

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度又は慣習についての配慮
- 政策等の立案及び決定への共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 国際的協調

女子差別撤廃条約採択から30年

女子差別撤廃条約は、男女の平等や女性に対する差別の撤廃に関する基本的かつ包括的な条約であり、条約の締結国は、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野における女性に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置をとること等が規定されています。

本条約は1979年（昭和54年）の第34回国連総会において採択され、1985年（昭和60年）に批准しました。批准に向けては、「国籍法」の改正、「男女雇用機会均等法」の制定、「家庭科の男女共修」など国内法の整備が行われました。

国連女子差別撤廃委員会から日本政府に対し出された勧告

国連女子差別撤廃委員会は昨年8月、委員会が表明した勧告等の一部への日本政府の取組が不十分であることに遺憾を表明し、以下の勧告に全力で取組むことを要請しています。

- 民法の改正[婚姻適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間等]
- 意識啓発や教育プログラムによる固定的性別役割分担意識の解消
- 女性に対する暴力の問題に対する取組
- 政治的及び公的分野における女性の参画を促進するための取組　他

(1)HDI(人間開発指数)			(2)GEM(ジェンダー・エンパワーメント指数)		
順位	国名	HDI値	順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.971	1	スウェーデン	0.909
2	オーストラリア	0.970	2	ノルウェー	0.906
3	アイスランド	0.969	3	フィンランド	0.902
4	カナダ	0.966	4	デンマーク	0.896
5	アイルランド	0.965	5	オランダ	0.882
6	オランダ	0.964	6	ベルギー	0.874
7	スウェーデン	0.963	7	オーストラリア	0.870
8	フランス	0.961	8	アイスランド	0.859
9	スイス	0.960	9	ドイツ	0.852
10	日本	0.960	10	ニュージーランド	0.841
11	ルクセンブルク	0.960	11	スペイン	0.835
12	フィンランド	0.959	12	カナダ	0.830
13	アメリカ	0.956	13	スイス	0.822
14	オーストリア	0.955	14	トリニダード・トバゴ	0.801
15	スペイン	0.955	15	イギリス	0.790
16	デンマーク	0.955	16	シンガポール	0.786
17	ベルギー	0.953	17	フランス	0.779
18	イタリア	0.951	18	アメリカ	0.767
19	リヒテンシュタイン	0.951	19	ポルトガル	0.753
20	ニュージーランド	0.950	20	オーストリア	0.744
21	イギリス	0.947	21	イタリア	0.741
22	ドイツ	0.947	22	アイルランド	0.722
23	シンガポール	0.944	23	イスラエル	0.705
24	香港(中国)	0.944	24	アルゼンチン	0.699
25	ギリシャ	0.942	25	アラブ首長国連邦	0.691
26	韓国	0.937	26	南アフリカ	0.687
27	イスラエル	0.935	27	コスタリカ	0.685
28	アンドラ	0.934	28	ギリシャ	0.677
29	スペイン	0.929	29	キューバ	0.676
30	ブルネイ	0.920	30	エストニア	0.665
31	クウェート	0.916	31	チェコ	0.664
32	キプロス	0.914	32	スロバキア	0.663
33	カタール	0.910	33	ラトビア	0.648
34	ポルトガル	0.909	34	スロベニア	0.641
35	アラブ首長国連邦	0.903	35	マケドニア	0.641
36	チエコ	0.903	36	ペルー	0.640
37	パリバドス	0.903	37	パリバドス	0.632
38	マルタ	0.902	38	ポーランド	0.631
39	バーレーン	0.895	39	メキシコ	0.629
40	エストニア	0.883	40	リトアニア	0.628
41	ポーランド	0.880	41	エクアドル	0.622
42	スロバキア	0.880	42	セルビア	0.621
43	ハンガリー	0.879	43	ナミビア	0.620
44	チリ	0.878	44	クロアチア	0.618
45	クロアチア	0.871	45	ブルガリア	0.613
46	リトアニア	0.870	46	バーレーン	0.605
47	アンティグア・アーブー・ダ	0.868	47	パナマ	0.604
48	ラトビア	0.866	48	キプロス	0.603
49	アルゼンチン	0.866	49	ウガンダ	0.591
50	ブルグアイ	0.865	50	レソト	0.591
51	キューバ	0.863	51	セントルシア	0.591
52	ハイマ	0.856	52	ハンガリー	0.590
53	メキシコ	0.854	53	ガイアナ	0.590
54	コスタリカ	0.854	54	ホンジュラス	0.589
55	リビア	0.847	55	ベネズエラ	0.581
56	オマーン	0.846	56	キルギス	0.575
57	セーシェル	0.845	57	日本	0.567
58	ベネズエラ	0.844	58	スリナム	0.560
59	サウジアラビア	0.843	59	フィリピン	0.560
60	パナマ	0.840	60	ロシア	0.556

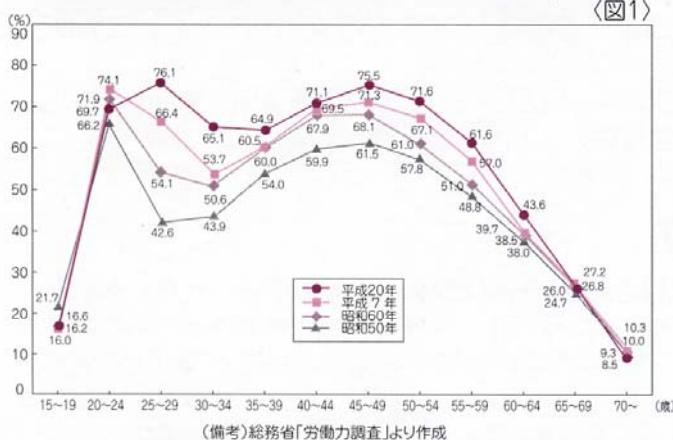
日本は、「長寿」「教育」「所得」の水準により人間開発の達成度を示すHDIでは182か国中10位ですが、政治及び経済活動への女性の参画を示すGEMでは109か国中57位と大きく落ち込んでいます。

日本は、人間開発の達成度では実績を上げていますが、女性が政治経済活動や意思決定に参画する機会が十分でないといえます。

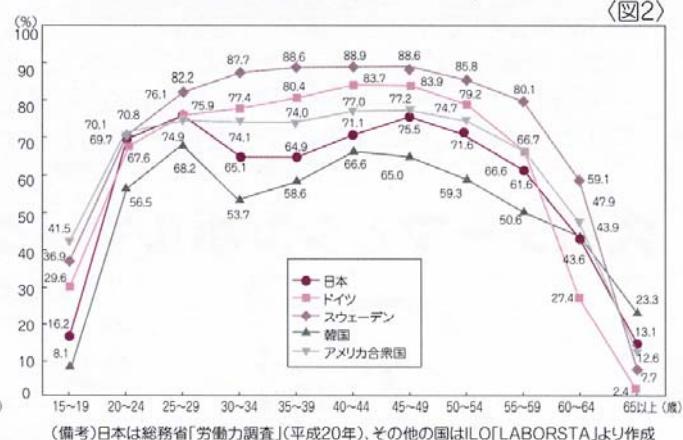
HDIとは平均寿命、教育水準、国民所得を用いて、基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを算出する国連の人間開発指数
GEMとは女性の所得のほか、専門職・技術職・行政職・管理職及び国會議員に占める女性の割合を用いて算出するジェンダー・エンパワーメント指数

グラフで見る日本の状況

女性の年齢階級別労働率の推移(国内) (図1)



女性の年齢階級別労働率(国際比較) (図2)



〈図1〉から女性の年齢階級別労働率は、現在も依然として「M字カーブ」を描いているものの、そのカーブは以前に比べてかなり浅くなっている。しかしながら、〈図2〉国際的にみると台形型に近くなっている国が多いのに対して、日本のM字カーブの底は深く、子育て期には仕事を辞めている女性が少くないことが分かる。

各分野における「指導的地位」に女性が占める割合(10年前との比較)



参照：平成21年版 男女共同参画白書（内閣府）

男女共同参画社会基本法制定から10周年、女子差別撤廃条約採択から30周年に寄せて

生駒市男女共同参画審議会会長で
京都女子大学教授の榎村久子さんにコメントをいただきました

昨年の2009年は「男女共同参画社会基本法」制定から10周年、そして1979年国連で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されて30周年という節目の年。もうそんなに時間が経ったの、と驚きです。いまや当たり前のこの法律も、誕生には紆余曲折がありました。男女共同参画基本計画を作り、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律ができ、男女雇用機会均等法も改正されました。女子差別撤廃条約は日本ではなかなか批准されず、男女雇用機会均等法や国籍法の改正等がされ、やっと1985年に批准。それにより基本法や様々な措置が取られ、生駒市男女共同参画推進条例もできました。私たちの生活も社会も大きく変わった、けれどもまだ変わらない面も多い。次の一步を進める市民の皆さんの方に期待します。

日本女性会議2009 さかい 参加報告

日本女性会議は、1975年の「国際婦人年」とそれに続く「国連婦人の10年」を記念して始まり、この「日本女性会議2009 さかい」で26回目を迎えました。

生駒市では、男女共同参画社会実現に向けての施策の一環として、市民の意識啓発・教育のため日本女性会議に市民の派遣事業を実施しています。今年度は、2人の方を派遣しました。

大会テーマとシンボルマーク



「山の動く日きたる ~ジェンダー平等の宇宙(そら)へ~」

“山の動く日きたる”は、女性の自立と解放をうたった与謝野晶子の詩です。すべての人がその個性と能力を輝かせる社会を築くため、晶子を生んだ堺から世界へ、そして宇宙へとジェンダー平等を発信していきます。(大会プログラムより抜粋)

2つのメイン会場と17の分科会で、全国から大勢の参加者(3,259人)を迎えて開催され、生駒市からの派遣者は開会式、閉会式と第2、第6分科会に参加しました。

全体会 10月30日

開会セレモニー（各会場共通）

- 基調報告（堺市民会館、リーガロイヤルホテル堺）
「男女共同参画社会実現への現状と課題」

■対談（堺市民会館）

世界の女性の現在、そして、これからの地球社会
～女子差別撤廃条約と国際社会の役割～

■対談（リーガロイヤルホテル堺）

新しい女性の時代へ
～ジェンダー主流化アプローチがつくる未来～

- シンポジウム（堺市民会館）
ジェンダー平等から公正で平和な星に
～私にできること～

全体会 10月31日

- 対談（堺市民会館）
与謝野晶子一はたらく女・恋する女

- 対談（リーガロイヤルホテル堺）
ワーク・ライフ・バランスはすてきな経済対策
～女性の能力発揮で不況をふつとばそう！～

閉会セレモニー（各会場共通）



多彩な分科会 10月31日

- 第1分科会 「政策決定の場にもっと女性を～女と男でファーフティ&ファーフティ～」
第2分科会 「わたし流の生き方を考える～法律・制度・文化の中のジェンダーを超えて～」
第3分科会 「ジェンダー平等教育を考える～子どもたちの未来へ～」
第4分科会 「ESDの理念とともに～個人から家庭、家庭から地域へ～」
第5分科会 「ジェンダー主流化アプローチ～あらゆる施策に男女共同参画の視点を～」
第6分科会 「女性の経済的自立の実現～のびのびと稼げる新しい働き方～」
第7分科会 「チャレンジ!これからあなたへ～科学技術分野での女性の今と未来～」
第8分科会 「働く人々の子育てを地域で、みんなで考える」
第9分科会 「高齢社会～だれと暮らす?どう暮らす～」
第10分科会 「女性への複合差別～社会の問題と気づくことから始めよう!～」
第11分科会 「山を動かすのは私たち～DV社会を変えるには～」
第12分科会 「あなたの“からだ”守っていますか?～世代をつなぐリプロダクティブ・ヘルス／ライツ～」
第13分科会 「テレビCMから読み解くジェンダー」
第14分科会 「国際社会における協働～ジェンダー平等と人権、そして平和へ～」
第15分科会 「男性も育児・家事を楽しもう～子育てパパの本音トーク～」
第16分科会 「時代の《今》に響きあう、晶子の生き方」
第17分科会 「百舌鳥古墳群の時代～古代における女性～」

派遣者報告

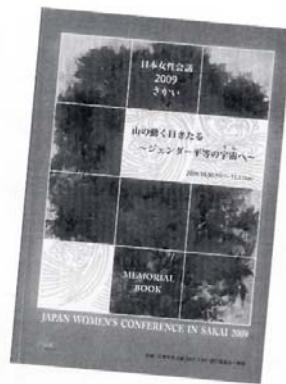
山下 美登里

日本女性会議2009さかい大会に参加して

今回、大会に参加する機会を得て、2日間男女共同参画について幅広い視点から学ぶことができた。全体会をはじめ、第2分科会においても熱い女性のパワーにあふれ、感動を覚えた。女性のみならず男性の参加者も多くあり、ジェンダーの問題はもはや女性だけが論じたり、実践するものではないことを再確認でき、心強く感じた。今までの社会通念に束縛されたり甘んじることなく男女がお互いに尊重し合うことこそ、眞の平等が生じるであろうことを痛感した大会であった。

水田 龍子

私が参加した第6分科会「女性の経済的自立の実現」では、のびのびと稼げる新しい働き方にについてオランダ的働き方やワーク・ライフ・バランスを重視した理想的な労働環境などパネリストの考えを聞きました。具体的な内容としては、女性がながく働くために「同一価値労働同一賃金」の原則にのっとった働き方や勤いたお金の使い道は自ら決定する。女性が多様な能力を活かして自立した生活と、自分の人生の主導権を握りコントロールすることが重要である等でした。この分科会は若い女性の参加も多く活発な質疑応答もあり、今後の参考となる話を聞く事ができ有意義な時間でした。



「日本女性会議2010」は平成22年10月1日と2日に京都市で開催されます。詳細は実行委員会によりホームページ等で公開されますので、チェックしてみてください。生駒市男女共同参画プラザでも届いたニュースペーパーを配布しています。

生駒市では、平成22年度も派遣事業を実施予定です。派遣者募集について決定しましたら、夏ごろ広報誌やホームページ上に掲載します。参加することにより、共感や気付きなどあなたの視野を広げるきっかけになると思いますので、興味のある方はぜひご応募ください。

男女共同参画推進会議職員部会研究報告

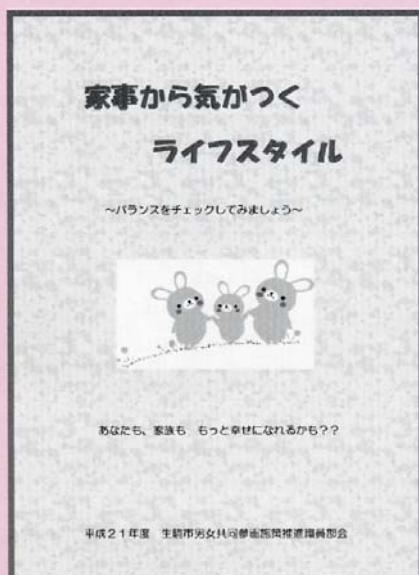
思いやる心がすすめる男女共同参画

生駒市では、男女共同参画に係る職員の意見を反映させるため、生駒市男女共同参画施策推進会議設置要綱に基づき、毎年、各部の職員で構成されている生駒市男女共同参画施策推進職員部会を設置し、グループによるテーマ設定、調査・研究を実施しています。

今年度の部会では下記の2つのテーマについて調査・研究しました。

ワーク・ライフ・バランス チェックシート作成

職員一人一人が、家事の分担状況をチェックシートを用いて確認することにより、仕事と家庭のバランス（ワーク・ライフ・バランス）の現状を認識し、問題の発見・解決を探ることを目的として作成を行いました。

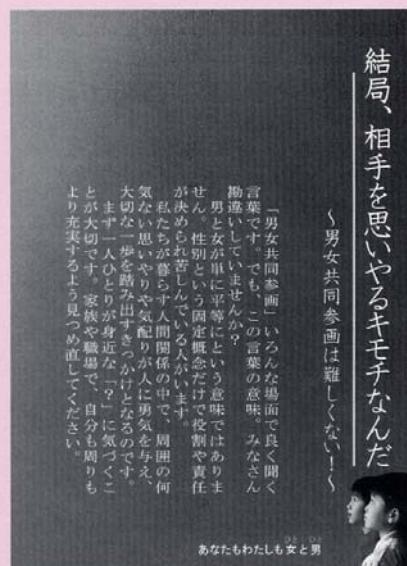


チェックシートをしてみましょう。
詳しくは、男女共同参画プラザまで。

男女共同参画啓発物品作成

職員の男女共同参画の意識向上を目的として、リーフレットとステッカーの作成を行いました。

今後、このリーフレットとステッカーを全職員に配布して、具体的に実践するように啓発を行います。



職員部会作成リーフレット



各グループで行った調査・研究の結果については、平成10年度から毎年発行している府内向け男女共同参画啓発紙「この指にと~まれ」に掲載し、全職員に配信しています。

2010年度 男女共同参画プラザ事業予定

皆さんに男女共同参画のことを知ってもらったり、考えてもらったりするためのイベントや講座等を企画しています。

男女共同参画週間(6/23~6/29)関連事業として実施しています「いこま女と男 You&Iフェスタ」は、平成22年度においては人権施策課と合同で「差別をなくす市民集会」として7月10日(土)に中央公民館サンホールで開催します。

内容は、坂東眞理子さん(「女性の品格」著者、元内閣府男女共同参画局長、昭和女子大学学長)の講演会です。

生駒市男女共同参画プラザの講座 今後の予定

男女共同参画を身近に感じるきっかけ作りに、ぜひ参加してみませんか。
新しい仲間ができて、グループ学習や活動も始まるかも知れません……



人間関係セミナー

よりよい人間関係、コミュニケーションを目指して、自分を知り、自分や相手をありのままに認めていくことを学ぶ講座

- 6月頃開催予定 全6回 9:30~11:30
- 生駒市コミュニティセンター 402・403
- 講師：平松 みどりさん(心理カウンセラー)



前回の様子

7月、9月～10月 (男女共同参画セミナー)講師、講座名未定

11月

女性に対する暴力をなくす運動実施期間
(11月12日～11月25日)
関連事業実施 講師、講座名未定

出張講座

希望の時随時

※講座の詳細については、募集内容確定後に市広報誌・ホームページなどで公開、募集していきます。

男女共同参画プラザのインフォメーション

女性のための相談

相談専用ダイヤル 0743-73-0556

女性が抱えている悩み(夫婦、家族、対人関係等)の相談に応じ、自分らしい選択、決定をしていけるように支援しています。

相談無料・秘密厳守・市民対象

一般相談(電話・面接)

火～土曜日の午前9時～午後4時 ※面接相談は、要予約

法律相談(面接・一人30分間・要予約)

毎月第3水曜日の午後1時～午後4時 ※予約は1週間前から

出張講座

○学校や事業所・自治会等で男女共同参画に係る講座等を企画される場合に講師の派遣をします。

詳しくは男女共同参画プラザにお問合せください。

男女共同参画プラザ利用案内

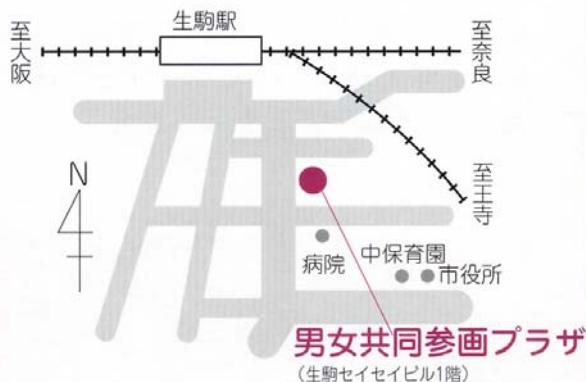
開館時間

午前8時30分～午後5時15分

休館日

月曜日及び年末年始(12月27日～1月5日)

男女共同参画プラザ



感想をお寄せください!

印象に残ったページとその感想や今後扱ってほしいテーマなどを郵便、ファクスで、男女共同参画プラザまでお送りください。また、我が家の男女共同参画体験談(家事・育児の分担等)もお送りください。(お寄せいただいた感想、体験談等は記事に採用させていただく事がございます。)

生駒市男女共同参画情報誌 第26号 2010年(平成22年)3月発行

編集・発行 生駒市男女共同参画プラザ
〒630-0257 生駒市元町1丁目6番12号生駒セイセイビル1階
TEL0743-75-0237 FAX0743-73-0555